

別表 1 （第 3 条第 4 号関係）

対象事業

1 新規事業 令和 7 年度（2025年度）から新たに春のライトアップを行う事業	注 1：照明のライトにより、桜の色づきを活かしてライトアップするものをいう。 ※木の枝等に電飾の機材を巻き付ける等によるイルミネーションや、街路灯・提灯の設置によるライトアップは除く。 注 2：実施する場所は、公園等であり、適切な暗さが確保され、ライトアップが映えるような場所を選定すること。 注 3：対象となる桜は、恒常的に植樹されているものに限る。（ポット等に植えられた樹木は対象としない） 注 4：照明器具に関しては、購入のみを助成対象とする。（リース、レンタル等の賃借料は助成対象外。ただし自己負担でのリース、レンタル等は可能。） 注 5：本事業は、ライトアップに係る経費を助成するものであり、イベント等を併催する場合、イベント等の経費は助成しない。 注 6：自己負担で提灯を設置することは可能であるが、照明のライトがメインとなるように配慮すること。 注 7：ライトアップのデザイン計画の策定、光源配置や照明器具選定等において、照明デザイナーを活用すること。照明デザイナーとは、過去に光源配置や照明器具選定等のライトアップに係る業務実績を有するものをいう。 注 8：新規事業のほか、過去に実施している事業に加える新たな内容も対象とする。ただし、単純な機材の更新は除く。
2 継続 2 年目事業 令和 6 年度（2024年度）春のライトアップモデル事業費助成金の新規事業として採択され、事業が完了し、助成金の交付を受けた事業	注 1：照明のライトにより、桜の色づきを活かしてライトアップするものをいう。 ※木の枝等に電飾の機材を巻き付ける等によるイルミネーションや、街路灯・提灯の設置によるライトアップは除く。 注 2：実施する場所は、公園等であり、適切な暗さが確保され、ライトアップが映えるような場所を選定すること。 注 3：対象となる桜は、恒常的に植樹されているものに限る。（ポット等に植えられた樹木は対象としない） 注 4：照明器具に関しては、購入のみを助成対象とする。（リース、レンタル等の賃借料は助成対象外。ただし自己負担でのリース、レンタル等は可能。） 注 5：本事業は、ライトアップに係る経費を助成するものであり、イベント等を併催する場合、イベント等の経費は助成しない。 注 6：自己負担で提灯を設置することは可能であるが、照明のライトがメインとなるように配慮すること。 注 7：ライトアップのデザイン計画の策定、光源配置や照明器具選定等において、照明デザイナーを活用すること。前回実施の際に受けた照明デザイナーからの指導・意見を踏襲した内容で実施すること。（前回実施時と同規模・同内容で実施の場合は照明デザイナーの活用を必須としない） 注 8：令和 6 年度（2024年度）春のライトアップモデル事業と同規模以上で事業実施するものに限る。

3 継続3年目事業

令和6年度（2024年度）春のライトアップモデル事業費助成金の継続2年目事業として採択され、事業が完了し、助成金の交付を受けた事業

- 注1：照明のライトにより、桜の色づきを活かしてライトアップするものをいう。
※木の枝等に電飾の機材を巻き付ける等によるイルミネーションや、街路灯・提灯の設置によるライトアップは除く。
注2：実施する場所は、公園等であり、適切な暗さが確保され、ライトアップが映えるような場所を選定すること。
注2：実施する場所は、公園等であり、適切な暗さが確保され、ライトアップが映えるような場所を選定すること。
注3：対象となる桜は、恒常的に植樹されているものに限る。（ポット等に植えられた樹木は対象としない）
注4：照明器具に関しては、購入のみを助成対象とする。（リース、レンタル等の賃借料は助成対象外。ただし自己負担でのリース、レンタル等は可能。）
注5：本事業は、ライトアップに係る経費を助成するものであり、イベント等を併催する場合、イベント等の経費は助成しない。
注6：自己負担で提灯を設置することは可能であるが、照明のライトがメインとなるように配慮すること。
注7：ライトアップのデザイン計画の策定、光源配置や照明器具選定等において、照明デザイナーを活用すること。前回実施の際に受けた照明デザイナーからの指導・意見を踏襲した内容で実施すること。（前回実施時と同規模・同内容で実施の場合は照明デザイナーの活用を必須としない）
注8：令和6年度（2024年度）春のライトアップモデル事業と同規模以上で事業実施するものに限る。

助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- （1）区市町村の長からの推薦があること
- （2）ライトアップを行う道路、公園、河川沿い等について、当該管理者との事前の調整等を行い、ライトアップの実施について占用許可など必要な許可等が取れていること（又は取れる見込みであること）。
- （3）ライトアップの実施について、道路、公園、河川沿い等の占用にあたり、都又は区市町村等の共催又は後援が必要な場合は、当該共催又は後援が取れていること（又は取れる見込みであること）。
- （4）補助を得て実施する事業については、主催は、当該申請団体であること。
（不可な例：観光協会や指定管理者が申請者であるが、主催が区市町村名となっている場合）
- （5）イベント実施に当たっては、節電やSDG sを意識した取組を実施すること（ライトアップに使用する光源は、LEDを活用するなどにより省エネに配慮すること）。
- （6）来場者へのアンケート調査や来場者数の測定など、ライトアップによる、効果等の測定を行い、その結果を観光財団へ報告すること。（ただし、調査に伴う経費は助成対象外）また、東京都、観光財団が必要に応じて実施する効果測定等に協力できること。
- （7）交付決定後、月1度を目途に財団に事業の進捗状況について報告できること。
- （8）ライトアップのデザインは、他の特許、意匠等の知的財産権を侵害するものでないこと。
- （9）ライトアップの安全・防犯対策を行い、事故等のないよう管理を十分に行うこと。
- （10）法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。